水田利用多角化の

推進を

基盤整備

し産地づくりを支援

介護給

他にない

、魅力付

けを図り早

期処分に努める

、るが、

R不足だ。

T

X 沿線地

一の土地

の処分は

民主

介護保険料

の

抑制策

は

般質問(要旨)

向上や食料自給率向上のために えており、 化を推進すべきでは。 められている。稲作農家の所得 転換するような水田利用の多角 より収益性の高い農作物に (自民) 水田の有効活用が求 耕作放棄地が増

地が形成されつつある。 面や販売面でも支援していく。 まえた産地づくりを進め、生産 ズや農業者のアイデアなどを踏 整備を進めるとともに市場のニー の作物が作付けできるよう基盤 品製造業者などと連携した新産 組みが始まっており、 のニンニクなど県内各地で取り 農林水産部長 水戸市常澄地域 商工労働部長 を迎える。 議員 本年は水戸藩開藩四百年 っていくべきと考えるが。 確な役割を持ち積極的に関 記念事業に県として 弘道館の特別公 市場や食 米以外

> めのネットワーク構築、 アップイベントを支援するなど 施するほか、偕楽園でのライト のテーマ展などの記念事業を実 開や県立歴史館での水戸藩関係 水戸藩開藩四百年を契機とした 本県観光振興に努める。 (ほかに、 障害者自立支援のた 偕楽園

公園の整備方針及び見通しなど



水田を利用したニンニクの作付け (集落営農組織「アグリ平戸」)

底してきた。第四期では剰余金

に還元すべきものであり趣旨徹

県議会は県に対し、 健全な財政運営を求め、 次のように決議

許されない喫緊の課題である。への取り組みは一刻の猶予も機的状況にあり、財政健全化機により、大田の強力を

いる。 抜本的な見直しが求められて で、厳しい経営環境に置かれ、 年度当初予算においては、 経済情勢が大きく変化する中 そのような中、平成二十一 また、県出資団体は、社会 県

総額八百億円の巨額に 給公社及び県土地開発公社にも平成十八年度から県住宅供 いる。また、すでにこれまで円もの巨費を投じようとして ことが想定されている り、これら三公社への措置は、 対する経営支援を実施してお 今後十年間に総額二百十一億 して百三十六億円を計上し、 開発公社に対する経営支援と

> は、一般行政費中の政策的経により措置される七十三億円度当初予算の中で、一般財源また、今回、平成二十一年 金からの繰り替え運用も早期 数年間続けてきた県債管理基 費全体と比較するとその約17 %にも相当し、さらに、ここ

健全な財政運営を求める決議

平成二十一年度一般会計予算に関

しました。

が進むことなどによって、 なく、県民の行政不信を増幅す ることが危惧される。そしてま 道筋を危うくするばかりで 昨今の経済状況の影響を受 めるものである。

に解消しなければならない。 このままでは財政健全化へ

からの脱却を図るよう強く求み、早期に一般財源依存体質段を講じて経営改善に取り組 化するとともに、あらゆる手三公社に係る経営責任を明確 を採決するに当たり、これら 十一年度茨城県一般会計予算 とも懸念されるところである なる追加支援を求められるこ よって本県議会は、平成二

請願の審査結果

責任を十分に認識し、なお 努めるようあわせて求めるも 層簡素・効率的な財政運営に さらに、議会に対する説明

第四期介護保険料についてまた平成二十一年度からの けた取り組みはどうか。 利用者などの負担軽減に向 制度の改正を働きかけるべき 険者に返還できるよう国に 拠出した市町村、さらに被保 安定化基金に余裕がある場合 付費準 介護保険の財政 備 基 金 0 剰余金を活用

きと考えるがどうか。 メリハリをつけた監査を行うべ もなっている。 横並びではなく

たい。また各市町村の介護給付

などを必要に応じ国に働きかけ

費準備基金の剰余金は被保険者

還は法律上困難であり制度改正 保健福祉部長拠出者への返

問題のある事業所は重点的に行 業所には点検項目の削減や書類 確保のため監査は欠かせない。 保健福祉部長 の緊急経済雇用対策なども質問 都市構想、 簡素化など負担軽減を検討する 質の確保が図られている事 県南地域の政令指定 サービスの質の

保険料上昇を抑える見込みであ を持つ市町村は取り崩しを行い

査対応事務が優良施設の負担に 請求防止のために必要だが、

介護施設への監査は不正

監

介護保険施設でのリハビリの様子

の土地処分に努めていく。 積極的にPRしつつ、現 の確保に努める。これら 地を直接見学できる機会 取り組みにより、早即

を伴わない「ゼロ予算事 本県でも予算措置

議員 て、所見を伺う。 X沿線地区の土地の処分 したPRを行う必要があ が低下し、計画どおり分 (自民) TX沿線の特徴を活 住居の購 だっつ る。 る。 譲でき 入意欲 T

な情報発信を行う。企業誘致は、 ばスタイル」を実感できるよう に取り組む。PRの面で「つく 住・農一体化の住宅づく 導するモデル街区の設定 図るため、 企画部長 他にない魅力 省CO2型住 いりなど 宝を誘 や緑・ 付けを

> 組みを一 職員の能力を引き出し、経費を ていくべきと考えるが。 事業効果を出す取り組みを進め に立った、 サ 員の能力を最大限に活用し、 し 情報発信に力を入れつつ 財政負担を伴わず、

(ほかに、中小企業への支援や けずに事業効果をあげる取り ービスの提供に努めていく。 :放棄地対策なども質問 層推進し、県民の視線 質が高く効率的な県

TX 沿線の住宅街

あなたの声を県議会

も同様の取り組みを行

常任委員会に付託された

書採択を求める請願

・陳情の仕方●

保健福祉委員会

請願・陳情は、県民の皆様の要望や意見を県政に反 映させる大切な制度です。

○介護型療養病床廃止中止を求める意見

請願は、必ず1名以上の県議会議員の紹介を必要と します (陳情の場合は必要ありません)。

請願・陳情を行う場合は、次の様式に基づき請願書ま たは陳情書を作 、1 部提出してください。

○必要な記載事項

1 請願(陳情)の趣旨

提出年月日

3 請願(陳情)者の住所(法人の場合はその所在地)

4 請願(陳情)者(法人の場合はその名称を記 載し、代表者) の署名または記名押印

受理した請願書は、所管の委員会及び本会議で審議 されます。そして、採択されれば知事等に請願を送付 し、処理の経過及び結果の報告を求めるなどの処理を 行います。なお、本会議での採否の結果は請願者(複 数の場合は代表者)に通知します。

また、陳情書は、所管の委員会に参考送付され、議 案等の審査の際の参考に供されますが、本会議におい て採否は決定されません。

詳細については、議会事務局議事課へお問い合わせ ください。

【お問い合わせ先】

電 話 029-301-5634 FAX 029-301-5629